

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則	第52号	(航空空港課)	1
--------------------------	------	---------	---

### 告 示

○青少年の健全な育成を阻害する有害図書類の指定	第449号	(社会活動推進課)	2
○土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除	第450号	(水大気環境課)	2
○漁獲共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意	第451号	(水産課)	3
○道路の区域の変更	第452号	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	第453号	(同 )	3

### 海区漁業調整委員会告示

○あなごかご漁業に関する指示	第6号 (海区漁業調整委員会)	4
----------------	-----------------	---

### 公 告

○土地改良区の役員の就任 (二川土地改良区)		(農地計画課)	4
○土地改良区定款の変更認可 (日光川悪水土地改良区)		(同 )	4
○公共測量の実施		(用地課)	4
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所		(都市整備課)	6
○都市計画公園の関係図書の縦覧		(公園緑地課)	6
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	6
○落札者等の公示			6

### 正 認

○愛知県公報第517別冊1号	7
----------------	---

## 規 則

愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月16日

愛知県知事 大村秀章

愛知県規則第五十一号

愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則

愛知県名古屋飛行場管理規則（平成十六年愛知県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。  
第六条第一項中「航空機等級番号が六十三」を「航空機分類等級（舗装の種別に係るコードがRであり、かつ、踏床の強度のカテゴリーに係るコードがBである場合のものを除く。）が六百一十六」に改める。

様式第二二中 「航空機等級番号」  
を  
「航空機分類等級」  
に改め、同様式備考第一号中  
「換算単車輪荷重が43,000キログラムを超える航空機又は航空機等級番号が63を超える」  
を  
「当該」  
に改める。

附  
この規則は、令和六年十一月一十八日から施行する。

## 附 示

### 愛知県告示第449号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第6条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害図書類として指定する。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

区分	図書名	号別	発行所等
雑誌	裏モノ JAPAN	12月号	株式会社鉄人社
雑誌	実話ナックルズ	12月号	株式会社大洋図書

### 愛知県告示第450号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する区域である。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

1 解除に係る形質変更時要届出区域

知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部（令和元年愛知県告示第453号により指定した区域）

2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

4 解除の理由

土壤汚染状況調査の結果、土壤の2の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に、3の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合していることが判明したため。

5 解除する区域

1の区域の一部

6 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

7 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

8 形質変更時要届出区域として継続する区域

知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部で次の図に示す区域（面積62,341.5m<sup>2</sup>）

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び知多県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第451号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第47条の規定に基づき届出があった次の区域及び区分についての特定第二号漁業者の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

区 域	区 分
東幡豆区域 (東幡豆漁業協同組合の地区)	総トン数5トン以上10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

愛知県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		新	旧	区 間	敷地の幅員
県道	津島蟹江線	旧		津島市愛宕町7丁目32番4地先から同東愛宕町3丁目32番1地先まで	7.5～22.0 m
		新		同	16.0～22.0 km

愛知県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	津島蟹江線	津島市愛宕町7丁目32番4地先から同東愛宕町3丁目32番1地先まで	令和6年11月26日

## 海区漁業調整委員会告示

愛知海区漁業調整委員会告示第6号

あなごかご漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年11月26日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下三千男

1 指示の内容

(1) 漁具の網目は、15センチメートルにつき18節以下の大きな目合いを使用しなければならない。

(2) 漁具の長さは1,852メートル（1海里）以下、かごの総数は500個以下とする。

2 指示の有効期間

令和6年12月1日から令和7年11月30日まで

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、二川土地改良区の役員が次のように就任した旨の届出があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

就任役員

監事 伊藤 博章 豊橋市大岩町字大穴141-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、日光川西悪水土地改良区定款の変更を令和6年11月26日認可した。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局名四国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
西尾市及び額田郡幸田町	令和6年7月4日から 令和6年12月27日まで	公共測量（基準点測量及び現地測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県豊田加茂農林水産事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊田市花沢町	令和6年11月1日から 令和7年3月21日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県西三河建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
岡崎市千万町町	令和6年11月1日から 令和7年3月21日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県東三河建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市	令和6年9月26日から 令和7年3月24日まで	公共測量（グラウンドデータ作成、グリッドデータ作成及び数値地形図データファイル作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、名古屋市長職務代理者名古屋市副市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市中村区高道町	令和6年11月25日から 令和7年1月31日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、岡崎市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
岡崎市柱町	令和6年11月11日から 令和7年3月26日まで	公共測量（復旧測量及び3級基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、一宮市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
一宮市住吉2丁目及び浅野字青石	令和6年9月6日から 令和7年3月14日まで	公共測量（基準点復旧測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、碧南市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
碧南市	令和6年12月1日から 令和7年3月14日まで	公共測量（デジタル空中写真撮影及び写真地図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、高浜市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
高浜市	令和6年12月1日から 令和7年3月31日まで	公共測量（デジタル空中写真撮影及び写真地図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大口町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
丹羽郡大口町中小口三丁目	令和6年11月1日から 令和7年3月21日まで	公共測量(基準点測量)

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合から退任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

- 1 尾張旭北原山地区画整理組合  
水野 武二 尾張旭市東栄町一丁目16-2
- 2 知多信濃川東部地区画整理組合  
浅井 林一 知多市八幡字左り脇70

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

- 1 都市計画決定権者の名称  
豊橋市
- 2 都市計画の種類及び名称  
東三河都市計画公園2・2・151号牛川洗島第一公園  
東三河都市計画公園2・2・152号牛川洗島第二公園  
東三河都市計画公園2・2・153号牛川中郷公園  
東三河都市計画公園2・2・154号牛川西側公園  
東三河都市計画公園2・2・164号牛川下川公園  
東三河都市計画公園2・2・165号牛川北郷公園
- 3 縦覧場所  
愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課及び豊橋市役所

次の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
5尾建 96-226	令和 6. 3.28	土井 未奈	愛西市大野町山79	愛西市善太新田町十割上132-3 及び133-1
6尾建 96-61	6. 8. 1	株式会社不動産のY E S 代表取締役 友松美代子	名古屋市東区東外堀町43-3	愛西市北一色町昭和149-1

次の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	工区	工区に含まれる地域の名称
5知建 59-49	令和 6. 3.11	有限会社エスアンドアイ 代表取締役 高橋 淳子	名古屋市瑞穂区岳見町4-8-2	第2工区	知多郡阿久比町大字宮津字 新海山1-46及び1-65の 全部並びに1-36ほか9筆 の各一部

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和6年11月26日

愛知県知事 大村秀章

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意

契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続

⑥入札公告を行った日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県総務局総務部市町村課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

①住民基本台帳ネットワークシステムに係る県が設置する機器の管理支援に関する業務 一式 ②令和6年10月25日 ③東京都港区芝5-7-1 日本電気株式会社 ④36,630,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和6年9月10日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

あいち産業科学技術総合センター 豊田市八草町秋合1267番地1

①「知の拠点あいち」電話システム関連機器等賃貸借業務 一式 ②令和6年10月23日 ③東京都港区東新橋1-5-2 NX・T Cリース＆ファイナンス株式会社 ④78,724,800円 ⑤一般競争入札 ⑥令和6年9月3日

正

誤

令和6年7月5日第517別冊1号8ページ中「総括11+4011」は「総括11+40611」の誤り。

